

# 2回目・年額

鳥取県高校生等奨学給付金

## ・随時申請

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- ① 平成26年4月以降に入学し、就学支援金の支給対象となる生徒 ※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- ② 令和6年7月までに収入が激減し、非課税相当となる見込みの世帯
- ③ 保護者が鳥取県内に在住

非課税相当の目安（給与収入の場合）	
2人世帯 (ひとり親)	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満

提出書類

- 【1】申請書
- 【2】保護者全員分の住民税所得割額が非課税相当と確認できる書類 \*下記AとBまたはAとC\*
  - A：扶養人数が記載された保護者全員分の令和6年度の課税証明書等
  - B：保護者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）
  - C：家計急変前後の収入を比較できる書類
- 【3】扶養誓約書
- 【4】在学等証明書（県外高校のみ）

通年

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。下記手続の詳細を読み、必要書類をそろえ、各提出先の期限までにお申し込みください。7月以降に家計急変した世帯は随時申請が可能です。早急にご相談ください。

7月  
申請

8月～  
審査

10～12  
月給付

申請手続

※随時申請は11月末頃まで受付

県内の学校に在学の場合

申請書

在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード

提出期限：令和6年7月26日（金）

県外の学校に在学の場合

申請書

県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼

提出期限：令和6年7月31日（水）

●●●●●●●● 給付額例（年額）○○●●●●●●

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯（第1子） 【全日制・定時制】	122,100円	142,600円
非課税世帯（第2子以降） 【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税世帯 【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

